



安心して健康に暮らすことができる
社会の実現のために

生命保険協会の社会的責任活動について

生命保険協会 SR報告書2018



安心して健康に暮らすことができる 社会の実現のために

生命保険協会は、すべての人が安心して、笑顔で毎日を過ごせるように、
さまざまな課題に積極的に取り組んでいます。



[生命保険協会のSR活動]

ますます大きくなる生命保険事業の社会的役割と責任を果たし、事業価値の向上を目指すため、その活動全般において、社会的責任(Social Responsibility, SR)の遂行という観点をより意識し、社会に貢献し続ける取組みをいいます。

■ 編集方針

生命保険業界がその社会的責任に基づいて取り組む活動について、消費者の皆さまにご理解いただくために、生命保険協会は「SR報告書2018」を編集、発行いたします。

CONTENTS

▶▶▶ P 04 トップメッセージ



▶▶▶ P 06

特集①「健康増進サポートプロジェクト」の実施

健康で心豊かな社会づくりへの貢献



▶▶▶ P 10

特集②「株式価値向上に向けた取り組み」の拡充

活力ある資本市場への貢献

▶▶▶ P 12

生命保険事業の基盤整備に向けた取り組み

- P 12 お客さま本位の業務を行うための取り組み
- P 17 積極的な意見・要望の表明
- P 18 生命保険事業に対する理解の普及促進

▶▶▶ P 20

健全な制度運営のために

- P 20 暮らしと社会を支える生命保険
- P 23 苦情・紛争の解決支援
- P 25 コンプライアンスの向上と人材育成
- P 27 健全性・公平性確保のための取り組み
- P 28 わかりやすい情報発信

▶▶▶ P 29

社会に貢献するために

- P 29 「社会貢献活動3カ年計画」(2017~19年度)に基づく取り組み
- P 35 環境問題への取り組み
- P 36 生命保険各社の社会貢献活動

▶▶▶ P 37 生命保険文化センターとの連携活動

▶▶▶ P 38 生命保険協会の概要

▶▶▶ P 39 生命保険相談所一覧

■ SR報告書の対象範囲

生命保険協会が取り組む活動を中心に紹介していますが、当協会に加盟する生命保険会社41社(2018年6月現在)、生命保険文化センターが取り組む活動についても一部紹介しています。

■ SR報告書の対象期間

2017年4月1日から2018年3月31日までを報告対象期間としています。報告内容として必要な場合には、一部に対象期間から外れた内容を含みます。

特集①「健康増進サポートプロジェクト」の実施

特集②「株式価値向上に向けた取り組み」の拡充

生命保険事業の基盤整備に向けた取り組み

健全な制度運営のために

社会に貢献するために

安心して健康に暮らすことができる 社会の実現のために



一般社団法人 生命保険協会 会長 はし もと まさ ひろ
橋本雅博

生命保険の社会的役割

我が国は超高齢社会の到来に伴い、経済成長を上回って社会保障の給付が増大していくことが見込まれており、社会保障制度の持続可能性を高めていくために、自助努力としての私的保障を提供する生命保険事業の役割は、ますます大きくなっていると認識しております。

生命保険各社は、年間約20兆円の保険金や給付金等のお支払いを通じて公的保障を補完する役割を果たすとともに、約375兆円の総資産を保有する機関投資家として、公社債への投資や成長分野への投融資、建設的な対話を通じた企業の中長期的な成長をサポートするなど、我が国の経済活動の活性化に貢献する役割を担っています。

こうした私たちの役割をしっかりと果たし、すべての人が安心して健康に暮らすことができる社会の実現に貢献すること、そのような取組みを進めていくことが、生命保険業界の社会的責任(Social Responsibility, SR)の遂行に繋がるものと考えています。

安心社会の実現に向けて 生命保険事業の役割の発揮

医療や年金分野をはじめとする私的保障を提供する生命保険事業の役割を果たしていくためには、生命保険各社が自ら創意工夫を発揮し、お客さまのニーズに合った最適な保障やサービスの提供に努めていくことが重要となります。生命保険協会では、消費者の声を把握し、生命保険事業に対する正しい理解を促すことを目的に、全国の消費生活相談員の方々と意見交換を行う「せいほ意見交換会」を昨年度は127回開催しました。また、生命保険相談所では、年間約8,000件のお客さまからのお申し出に対して中立・公正な立場からお答えしているほか、金融ADR制度における指定紛争解決機関として、紛争解決手続きを実施しております。

加えて、自助の重要性が高まる中、私的保障の必要性や保険の役割等について理解していただく保険教育の取組みも重要です。生命保険協会では、学校現場での保険教育機会を拡充する取組みを進めており、本年3月には、高校の学習指導要領案に対する意見表明を行いました。保険教育は息の長い取組みであり、生命保険文化センターと協力しながら継続的に推進してまいります。

健康長寿社会の実現に向けて 健康で心豊かな社会づくりへの貢献

生命保険協会では、2017年度に「健康増進サポートプロジェクト」を実施し、スポーツ庁の後援により、全国の地域団体や企業等における運動(スポーツ)を通じた健康づくりの活動を募集・表彰しました(スポーティライフ大賞)。この取組みを通じて、健康づくりを生活の一部に落とし込んでいる創意工夫を凝らした多くの活動に触れることができ、国民の皆さまの健康増進への関心が非常に高いことを実感いたしました。

健康寿命を延ばすためには、一人ひとりが普段の生活の中で健康への意識を高く持って行動することが重要です。生命保険協会では、各社における従業員や地域に対するサポート事例を収集するとともに、身体を動かすことの楽しさや喜び、健康面への効果等を取りまとめた報告書を公表しておりますので、協会ホームページに掲載している「健康増進サポートプロジェクト報告書」をご一読いただければ幸いです。

また、生命保険協会では、「社会貢献活動3カ年計画」に基づき、子育てと仕事の両立支援や保育士の養成支援のための助成活動を実施しています。引き続き、女性が働きながら安心して子育てができる環境整備の支援等を積極的に進めてまいります。

生命保険事業の基盤整備に向けた活動 活力ある資本市場への貢献等

お客さまからの信頼維持と事業の健全な発達のためには、関係各方面への意見発信や働きかけを行っていくことも重要な役割であると認識しています。

生命保険協会では、企業と投資家の対話の充実ならびに課題認識の共有が中長期的な株式価値向上に繋がるとの考えのもと、これまで44年間にわたり、株主・投資家双方へアンケート調査を行い、株式価値向上に向けた要望を行っております。加えて、昨年度は生命保険各社のこれまでの活動における好事例等の共有や、他の機関投資家との情報交換などを通じて、企業価値向上に資するスチュワードシップ活動について研究する取組みを行いました。

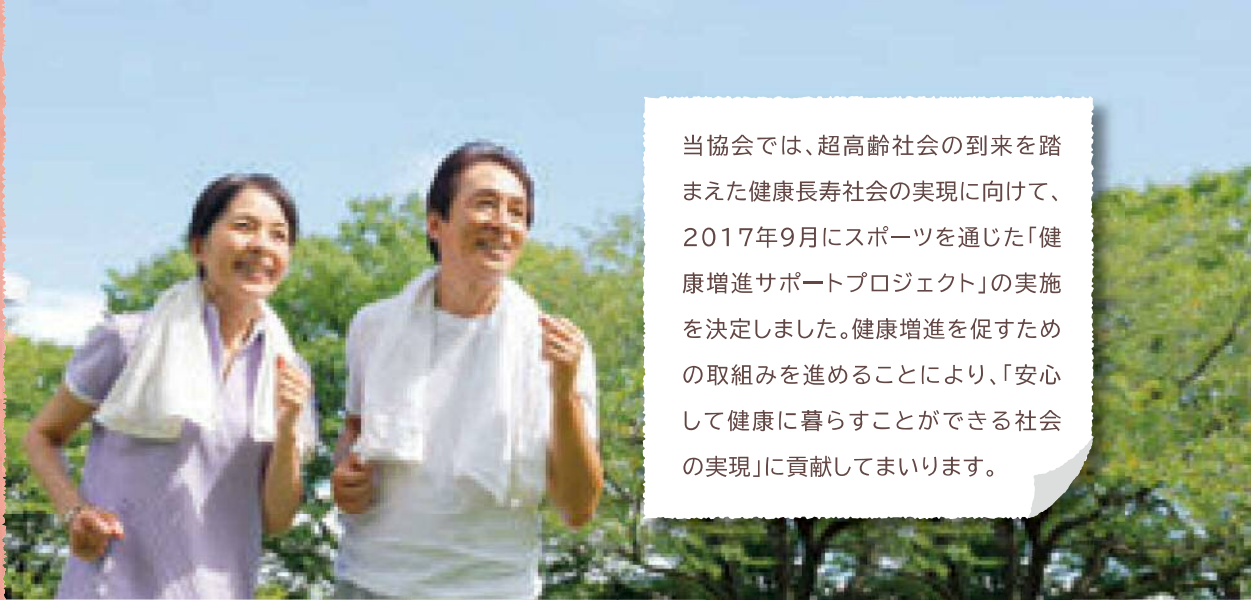
また、税制面では、国民の皆さまが必要とする私的保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度の拡充を要望しております。さらに、国際的な金融監督・規制や国際会計基準のあり方についても、健全な生命保険事業の運営とお客さまの利益に資するものとなるよう、積極的に意見発信を行っております。

こうした生命保険協会のさまざまな活動を、より多くの方に知っていただくため、このSR報告書をお届けいたします。これからも生命保険事業の一層の役割発揮に向けて、生命保険協会は弛まぬ努力を続けてまいります。

2018年6月

「健康増進サポートプロジェクト」の実施

健康で心豊かな
社会づくりへの
貢献



当協会では、超高齢社会の到来を踏まえた健康長寿社会の実現に向けて、2017年9月にスポーツを通じた「健康増進サポートプロジェクト」の実施を決定しました。健康増進を促すための取組みを進めることにより、「安心して健康に暮らすことができる社会の実現」に貢献してまいります。

「健康増進サポートプロジェクト」の全体像

1. スポーツを通じた健康づくり 事例収集・普及活動(コンテスト形式)

健康を意識した前向きな取組みを推進している団体・企業を全国から募集し、優れた取組みを表彰するコンテストを実施。

 **スポーティライフ大賞**
■ 地域コミュニティ部門 ■ 企業部門



詳細は P07 へ

2. 自治体等との連携による 啓発運動の展開

自治体や地元メディア等が主催する、全国4カ所のウォーキングイベントに協賛。出発式での挨拶や会場内に健康増進を促すブースを出展。

 あづまの郷ウォーク大会  加古川ツデーマーチ
 うらそえツデーマーチ  瀬戸内倉敷ツデーマーチ



詳細は P08 へ

3. 生命保険各社の取組事例の 収集・共有化

生命保険各社における自社従業員や地域に対する健康サポート事例、健康経営(従業員向けの運動習慣づくり)の取組みを収集・共有化。

 **健康増進に関する生命保険業界の取組事例集**

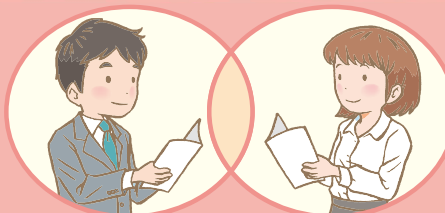


詳細は P09 へ

健康増進サポート活動の 取組みをまとめた 報告書作成・公表

地域団体や企業、生命保険各社等における特徴的な健康づくりの取組み等を取りまとめた報告書を作成・公表。

関係団体あて収集事例等の共有



1. スポーツを通じた健康づくり 事例収集・普及活動 (コンテスト形式)

当協会が実施した「スポーティライフ大賞」では、「地域コミュニティ部門」と「企業部門」の2部門に分けて、全国から健康活動を募集しました。受賞団体には賞金を授与した他、各地で表彰式を開催しました。

応募総数 221 団体

表彰 12 団体



募集期間: 2017年10月1日~11月20日
選考委員長: 久野 謙也さん(筑波大学大学院教授)
選考委員: 伊藤 華英さん(元競泳日本代表)、小林研一(生命保険協会副会長)


地域コミュニティ部門 ~地域の健康活動を支援~

グランプリ 美しい山形・最上川フォーラム (山形県山形市)



活動内容
スポGOMI大会

スポGOMIは、ごみ拾いとスポーツを融合した競技です。街や海岸、河川敷などをエリアとして、1時間の制限時間の中でチームでごみ拾いを実施。無理に走らない等のルールのもと、各チームの創意工夫によりごみを拾い、質と量でポイントを競い合います。



選考委員の講評

- 清掃活動は企業や他の地域でも行われているが、スポーツにつなげている点がおもしろい。
- 誰もが気軽に取り組めるし、他の地域や団体にとっても参考にしやすい活動と評価。


企業部門 ~自社の従業員(家族を含む)の健康活動を支援~

グランプリ けんせつ体幹体操製作委員会 (東京都港区)



活動内容
けんせつ体幹体操の製作と普及

「災害を減らす」、「建設現場を多くの人に知ってもらおう」ことを目的に、リズムカルな音楽をバックにした「けんせつ体幹体操」を製作し、DVD等を配布しています。全国の建設現場等で同体操を実施し、同体操の普及を通じた災害の減少を目指しています。



選考委員の講評

- 建設業界全体に広がっている点を評価。
- オリジナル体操を普及させるため、明るく楽しい音楽を取り入れるなど、さまざまな工夫を凝らしている。
- 他業界にとっても、取組みの参考となる要素が含まれている。

2. 自治体等との連携による 啓発運動の展開

当協会では2014年度より、自治体や地域メディア等が主催するウォーキングイベントに協賛してきました。健康増進サポートプロジェクトでは全国4カ所のイベントに協賛。ブースを出展して骨の健康度の無料測定会を実施するなど、参加者の健康意識の向上に取り組みました。

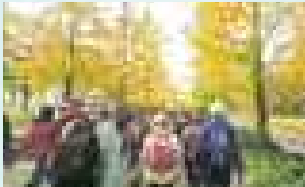


健康増進サポートプロジェクトで協賛したウォーキングイベント



あづまの郷ウォーク大会

[福島県福島市:2017年11月3日開催]



参加者数

1,833名

担当者のコメント

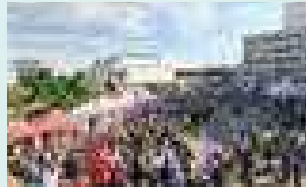
黄葉を楽しみながら健康に

黄葉したイチョウ並木や義民堂、慈徳寺など、福島の名所を周遊します。1日のみの開催にも関わらず、非常に多くの方に参加していただきました。協会ブースで実施した「骨の健康度測定」も大盛況でした。



加古川ツデーマーチ

[兵庫県加古川市:2017年11月11日~12日開催]



参加者数

8,366名

担当者のコメント

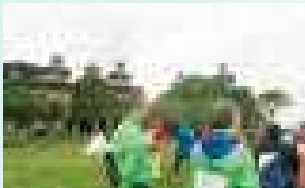
秋の播州路で歩く楽しさを感じる

自然や歴史、文化に触れながら健康づくりを楽しむ本大会は、1990年から開催しています。親子3世代での参加などとても幅広い世代の方が参加していました。



うらそえツデーマーチ

[沖縄県浦添市:2018年2月3日~4日開催]



参加者数

9,242名

担当者のコメント

歩いて見つかる浦添の魅力

浦添の歴史や文化、地元市民のホスピタリティを感じられる通称・てだこウォーク。悪天候にも関わらず、非常に多くの方に参加していただきました。メイン会場では地元アーティストのライブもあり、沖縄の空気を感じることができました。



瀬戸内倉敷ツデーマーチ

[岡山県倉敷市:2018年3月10日~11日開催]



参加者数

10,596名

担当者のコメント

海・山・歴史を感じて歩く

近くに美観地区があり、遠くは鷲羽山、瀬戸内海とバリエーション豊かなコースがあります。天候にも恵まれ、参加者は皆元気よく歩いていました。協会としてもさまざまなPRを通じて、イベントを盛り上げることができました。

生命保険協会担当者の声

参加者の健康づくりをサポート

健康増進サポートプロジェクトに取り組む中で、社会貢献活動の一環として全国のウォーキングイベントに協賛しました。各イベントに出展したブースでは、「骨の健康度測定」や「ストレスチェック」を実施し、多くの参加者からご好評をいただきました。ブースにお越しいただいた皆さまの元気な姿が大変印象に残っています。今後も生命保険協会としての取組みを通じて、皆さまの健康寿命延伸に貢献していきたいと思っております。



広報部
ささだ さとし
佐々田 慧



骨の健康度測定

3. 生命保険各社の取組事例の収集・共有化

当協会では、生命保険各社の自主的・積極的な健康づくりの取組みをより一層支援し、生命保険業界全体の取組みを推進するために、具体的な取組内容を収集し、事例集としてとりまとめました。

具体的取組内容

従業員等の健康づくりに関する取組み

「従業員の健康保持・増進の理念・方針」の概要

- 健康診断の事後措置
特定保健指導予備軍に個別支援や指導を実施等
- 働き方改革
長時間労働対策や公休取得推進等

従業員と家族のスポーツ支援策

- 行事の開催・参加
マラソンやウォーキングキャンペーン等を開催
- スポーツに取り組む従業員への支援
所属での活動に対し、一定額の経費補助等
- 外部施設利用援助
従業員が利用できるスポーツジムの併設等

その他の施策

- メンタルヘルス対策
階層別の研修やストレスチェックを実施等
- 禁煙支援取組
医療機関における禁煙治療に補助金を支給等
- 健康経営を意識した社員食堂運営
メニューのカロリー、塩分、脂質、糖質表示等

お客さまを支える取組み

FinTechを活用した取組み

- 新商品開発
ウェアラブル端末で平均歩数を計測し、達成状況に応じて健康増進還付金を支払う保険商品を開発
- 新サービス提供
健康を改善するツール等を提供し、保険加入者がより健康になるサポートプログラムを導入
- スマートフォンアプリによる健康増進促進
歩行速度を測定・分析し、大きな変化を知らせることで、認知症の予防をサポート


地域に向けた健康増進啓発活動

- 地域・社会との連携
マラソンやチャリティーイベントの運営、開催等
- 健康増進に関する知識の提供
Webサイト運営を通じ、最新の医療情報を提供等

調査対象
会員会社 41 社

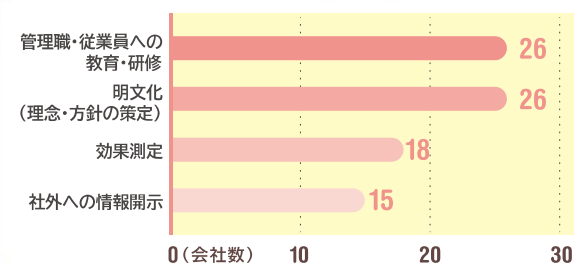
※国内で営業しているすべての生命保険会社

調査期間:
2017年9月15日～10月27日



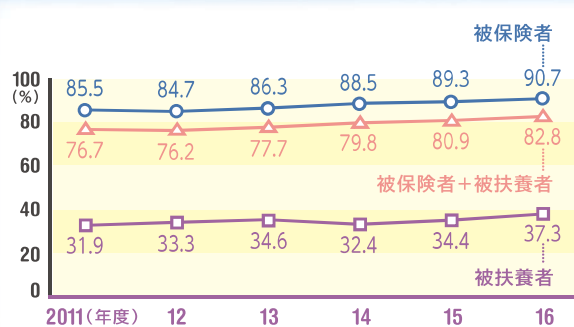
生命保険業界の傾向(全社実績)

従業員の健康保持・増進の理念・方針



全体の6割の会社が従業員の健康保持・増進の理念・方針を明文化し、さまざまな取組みを実施している。

特定健康診断受診率 (2011年度～16年度)



特定健康診断受診率は年々上昇傾向にあり、全国の受診対象年齢人口における受診率(50.1%)※を大きく上回る。

※2015年度。出所：厚生労働省「特定健康診断・特定保健指導に関するデータ」

ストレスチェック受検率・比率 (2016年度)



2016年度のストレスチェック受検率は、全国のストレスチェック実施事業場における労働者受検率と同水準。

出所：厚生労働省「ストレスチェック制度の実施状況を施行後はじめて公表します～ストレスチェックを活用して働きやすい職場づくりを～」

当協会は、株主・投資家の立場から、株式価値向上に向けた取り組みに関する調査・要望を、1974年度より44年間にわたり実施しています。2017年度はスチュワードシップ・コードの改訂も踏まえ、取り組みを拡充。生命保険各社のスチュワードシップ活動のレベルアップ等を図りました。



1. 株式価値向上に向けたアンケート・要望書を公表

2017年度は、「コーポレート・ガバナンス」「経営戦略」「財務戦略」「対話」の4つの観点から、企業及び投資家向けの要望を公表しました。

調査対象

上場企業

581社

機関投資家

116社



企業向けの要望事項

コーポレート・ガバナンス	①取締役会運営におけるPDCAサイクルの確立 ②社外取締役の機能発揮に向けた取り組みの充実
経営戦略	③数値目標と事業戦略を伴う経営計画の公表 ④ESG情報の開示の充実
財務戦略	⑤資本コストを踏まえたROEの目標設定と水準向上 ⑥経営ビジョンに則した事業ポートフォリオの見直し ⑦成長投資への手元資金の活用 ⑧中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上
対話	⑨経営陣による対話内容の共有と対話への積極的な参加 ⑩対話要員の拡充
議決権行使	⑪過年度議案に対する投資家の反対理由の分析も踏まえた議案内容の説明充実 ⑫投資家による議案内容の検討時間確保のための環境改善



投資家向けの要望事項

対話	①中長期的視点での対話推進 ②対話要員の拡充
議決権行使	③企業の状況を踏まえた賛否判断と議決権行使プロセスの透明性向上



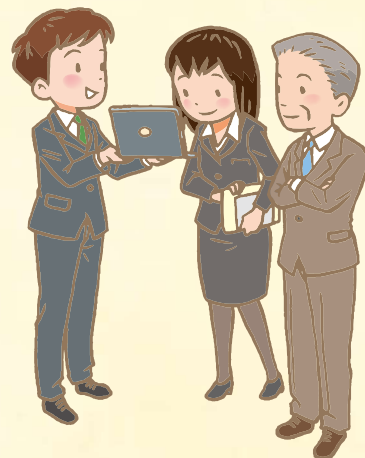
Keyword

「スチュワードシップ・コード」と「集团的エンゲージメント」

機関投資家のあるべき姿を規定し、投資先企業の持続的成長を促す

金融機関を中心とした、機関投資家のあるべき姿を規定したガイダンスのことを「スチュワードシップ・コード」と言います。投資先企業の持続的成長を促し、顧客と受益者の中長期的な投資リターンを拡大を図ることが目的です。2017年5月に改訂され、複数の機関投資家が連携して、投資先企業と建設的で目的を持った対話を行うこと（「集团的エンゲージメント」）が有益なこともあると、記載されました。

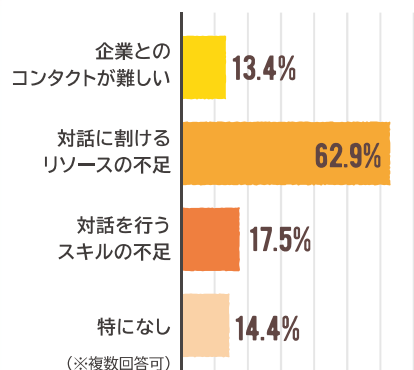
2. スチュワードシップ活動の研究



スチュワードシップ活動の実効性をさらに高めるため、当協会傘下の「株式価値向上ワーキング・グループ」(以下、WG)において、スチュワードシップ活動に関する研究を実施。WG参加各社の効果的な取り組み事例の共有や、集団的エンゲージメント、機関投資家や発行体企業との意見交換等を行いました。

取り組みの共有

企業との対話を充実させる上での課題



スチュワードシップ活動の効果的な取り組み事例

- | | |
|---------|--|
| 人員・体制 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 株式アナリストと対話専任担当者のペア活動による、相互の知見の効果的活用 ■ 運用会社等へのトレーニー派遣等による、対話人材の計画的育成 |
| 対話議決権行使 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオにおける重要性、投資先企業からみた重要性の双方を勘案した対話対象先の選定 ■ 「対話重点取組業種」の設定など、テーマを絞った対話活動の実施 ■ 効果検証項目の特定、定期的な確認による対話の振り返り等 |

集団的エンゲージメントの実施

WG参加会社が協働で企業に課題意識を伝え、取り組みを促す「集団的エンゲージメント」を実施しました。ガバナンス、情報開示、株主還元の3つの観点で対象企業を選定(計約100社)し、改善を促す書簡を送付。また、必要に応じて、対面での対話も実施して、株式価値向上を図っていきます。

集団的エンゲージメント対象企業選定のテーマ

テーマ	基準の概要
ガバナンス	社外取締役の任命がない企業
情報開示	中期経営計画の開示や環境、社会等に関する非財務情報の開示が不十分であると考えられる企業
株主還元	長期間に及び配当性向30%未満かつ、財務内容が健全であること、豊富なキャッシュフローがあるにも関わらず、投資が不十分であると考えられる企業等(業種等によって条件は異なる)



企画部財務経理グループ
おうきたりょう
扇田 亮

調査の有用性向上に取り組んでいます

今回は、新たに生命保険会社がスチュワードシップ活動をより実効的に行っていくための研究活動を実施しました。この取り組みを効果的なものとするため、研究内容を充実させるとともに、対外発信力を高めることができるよう、努めていきたいです。結果として、株式市場全体の活性化の一助となることを期待しています。

生命保険協会担当者の声

生命保険事業の 基盤整備に向けた 取組み

各種施策で生命保険各社のお客さま本位の業務運営を後押しするほか、生命保険事業への理解の普及促進を行っています。



Point

- ✓ 各社が遵守すべき行動規範を制定
- ✓ 各社の取組みを収集して、経営を改善
- ✓ 消費者団体等と意見交換会を実施

お客さま本位の業務を行うための取組み

生命保険各社が遵守すべき「行動規範」を制定

当協会では、生命保険事業がこれまで以上に社会から信頼されるよう、生命保険各社やその役職員が遵守すべき「行動規範」を定めています。「行動規範」

では、各社の事業経営や役職員の業務遂行における原則・基準を「行動原則」として定めるとともに、遵守すべき「基本的行動」を定めています。

行動規範

行動原則

お客さま本位の行動

コンプライアンスと
高い企業倫理に基づく行動

社会的責任に
基づく行動

基本的行動

- 1 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進
- 2 お客さまや社会との相互理解の促進
- 3 お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底
- 4 コンプライアンスの推進
- 5 反社会的勢力との関係遮断
- 6 社会性等に配慮した安全・有利な資産運用の遂行
- 7 環境問題への取組みの推進
- 8 社会貢献活動の推進
- 9 職員の人権尊重と活力ある職場環境の実現
- 10 リスク管理の徹底
- 11 再発防止の徹底と説明責任の遂行

Topics

「顧客本位の業務運営に関する原則」・「消費者志向自主宣言」について

1 「顧客本位の業務運営に関する原則」

金融庁は2017年3月「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表しました。本原則を採択する金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいて業務運営を行うことが求められます。

2 「消費者志向自主宣言」

消費者庁は「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」(各事業者が消費者志向経営に誠実に取り組むと自主宣言し、そのフォローアップを行う活動)を推進しています。

実務上の留意点などをまとめた 自主ガイドライン策定と見直し

当協会では、商品の提案・提供からお支払いまでの各段階において、適切な取扱いを行い、お客さまに対して最良のサービスが提供できるよう、生命保険各社やその役職員が参考とすべき実務上の取扱い・留意点を自主ガイドラインとして策定し、周知を図っています。自主ガイドラインについては、定期的に点検・見直しを行っています。

「認定個人情報保護団体」 としての活動

当協会は、2005年4月に個人情報の保護に関する法律に基づき「認定個人情報保護団体」として認定を受けました。「個人情報保護指針」を策定し、生命保険各社に対して遵守させるとともに、必要な指導・勧告等を行っています。また、苦情等の受付及び各社に対する情報提供などを行っています。

自主ガイドライン

消費者への情報提供 (生命保険文化センター作成)

- 生命保険の契約にあたっての手引
- 保険金・給付金の請求から受取りまでの手引

適正な募集

- 契約概要作成ガイドライン
- 注意喚起情報作成ガイドライン
- 契約締結前交付書面作成ガイドライン
- 市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン
- 正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン
- 未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン
- 保険募集人の体制整備に関するガイドライン
- 募集関連行為に関するガイドライン

募集資料等の適正な表示

- 生命保険商品に関する適正表示ガイドライン
- 生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン

適切な保険金支払い

- 保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン
- 保険金等の請求案内事務に関するガイドライン
- 診断書様式作成にあたってのガイドライン

個人情報保護

- 生命保険業における個人情報保護のための取扱指針(生保指針)
- 生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針(生保安全管理実務指針)

高齢者対応

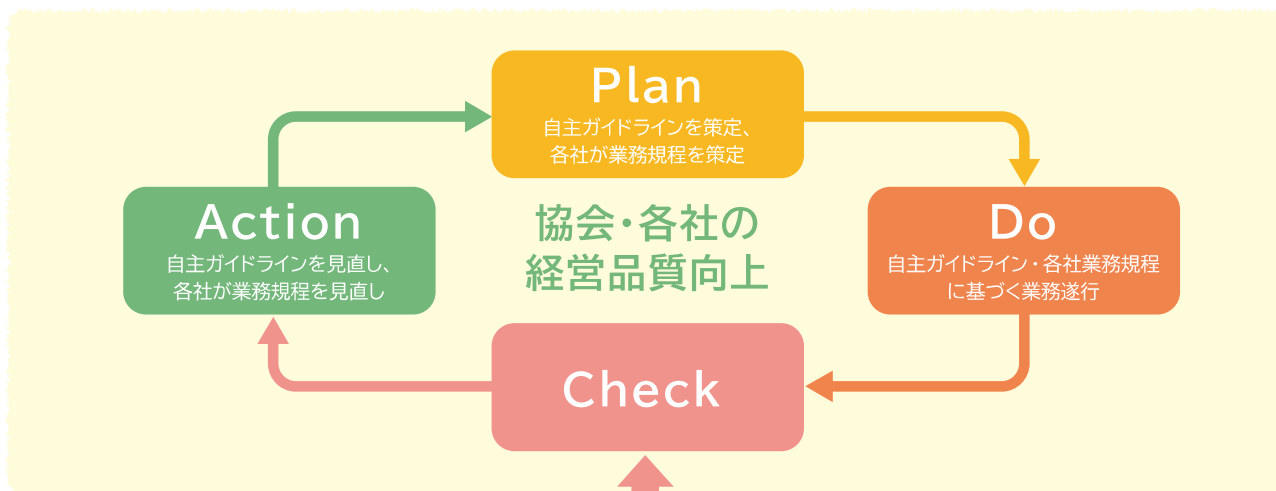
- 高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン

生命保険各社の取組事例を収集し経営改善に反映

当協会では、自主ガイドラインを踏まえた生命保険各社の取組みについて、原則として年1回、「Value Upアンケート」を実施しています。消費者からの意見・要望などを踏まえた各社の対応を含め、お客さ

まサービスの向上を目指して行った取組事例などを収集・共有し、各社のPDCAの取組みを高度化させることで、経営への反映を一層促進しています。

■ 自主ガイドラインのPDCAによる経営品質向上に向けた取組み



Value Up アンケート

各社の取組事例

【高齢者等への対応】

- 営業所長同席説明報告書を改訂し、契約者への説明内容や理解度を確保する内容を明確化。
- 高齢者への確認コールを行う際の確認項目について、「外貨建て商品」をお申込みされたお客さまが対象の場合は、外貨商品特有の注意事項等に係る項目を追加。



<業界外部からの声>

高齢者に対する募集について「質問して理解できているか確認してください」といった具体的な対応まで個社でマニュアルに落とし込むことはできないか。

- 年1回送付の「ご契約内容のお知らせ」に親族連絡先制度の登録・変更や第二連絡先の登録ができるハガキを添付し手続きを容易化。



<業界外部からの声>

手続不能・長期化を未然に防止するための取組みとして対応していることはあるか。

【市場リスクのある商品】

- 外貨特有のリスクを理解・納得して加入できるよう「外貨建生命保険のご契約をご検討のお客さまへ」という顧客向け動画を申込み前に視聴することを推進。



<業界外部からの声>

外貨建て保険についてきちんと理解されていないケースが多い。パンフレットに細かく説明が記載しているが、特に高齢者には理解することが難しい。

【保険代理店教育】

- 比較説明や推奨内容の記録について、モニタリングを実施。その内容から研修・指導等を実施。



<業界外部からの声>

金融機関が売りたい商品を販売している傾向が見受けられる。代理店に対しても、引き続きしっかりと商品内容等を指導願いたい。

※各社の取組事例は、標準的な取組みを示したものではありません。また、破線囲みの中には、取組事例に関係する「業界外部からの声」を掲載しています。

「せいほ意見交換会」の開催と消費者関連団体への定期的訪問

当協会では、消費者の声を把握し、生命保険事業に対する正しい理解を促進することを目的に、生命保険文化センターと協力して「せいほ意見交換会」を開催しています。2017年度は、全国で消費者行政・団体や報道関係者と計127回の意見交換会を開催し、多くのご意見をいただきました。また、日頃から消費者関連団体を定期的に訪問し、情報提供を行うとともに、生命保険事業や当協会の活動などに関するご意見をお聞きしています。



せいほ意見交換会

■ せいほ意見交換会開催状況

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
地方協会主催(54協会)	消費者行政・団体向け	53回	55回	55回	55回	55回
	マスコミ向け	49回	54回	57回	56回	57回
本部主催	消費者団体との開催	16回	16回	16回	18回	15回
全体合計		118回	125回	128回	129回	127回



公益社団法人
全国消費生活相談員協会
理事長
ますだ えつこ
増田 悦子さん

生命保険協会の取組みへの期待

金融庁が公表した「顧客本位の業務運営」を採択し、消費者庁が推進している「消費者志向経営」を目指す。その各社の取組みを後押しするために、生命保険協会様ではさまざまな取組みがなされています。中でも、高齢者に配慮した取組みの推進と保険教育は、トラブルの未然防止という意味で大きな役割を持つと思います。

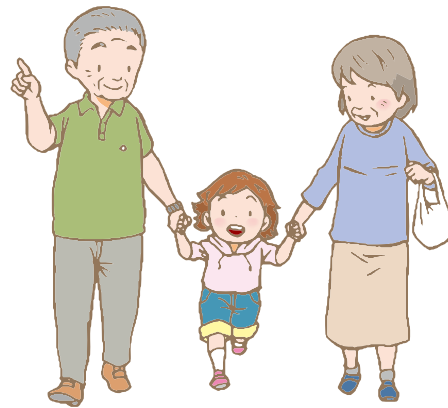
昨年度、本協会の週末電話相談室に寄せられた生命保険に関する相談には、高齢者の複数の契約に関する相談が見受けられました。生命保険は適切な選択が難しい商品です。そのため消費者は、プロが勧める商品、長くお付き合いをしている営業職員が勧めるのであれば安心と思う傾向にあります。高齢者に配慮した取組み、消費者からの信頼に値する活動を今後も継続していただきたいと改めて思います。一方、保険教育は、これまでの地道な活動が教育現場に届きつつあるのではないのでしょうか。新学習指導要領においては、科目横断的な消費者教育が要請されていますが、教員にとっては並大抵のことではありません。専門家の派遣やわかりやすい教材の提供などのサポートにより、保険の役割の理解だけでなく、自身で将来に備える努力の必要性について学ぶことができます。

本協会の会員である消費生活相談員と生命保険協会様との意見交換は、お互いを理解する機会となっています。今後ともよろしく願い申し上げます。

消費者団体の声

生命保険業界における高齢者対応 (これまでの当協会の取組み)

当協会では、生命保険各社の取組みの後押しや、高齢者への理解促進に向けた取組みとして、各社への情報共有や高齢者への情報提供を行っています。各社における高齢者対応への取組みは、ここ数年で大きく前進しています。



CASE 1 報告書を公表

「超高齢社会における生命保険サービスについて～高齢者対応の向上～」

公表年月 2013年6月

概要 生命保険ご加入後のお客さまの契約管理・保険金等のお支払時と、ご加入時のそれぞれの局面における、高齢者対応に関する課題を整理し、高齢者の特性に配慮した生命保険各社の取組みについてとりまとめています。

CASE 2 高齢者向け情報冊子の作成・提供

「今だから聞きたい！ 生命保険 便利帳」

作成年月 2014年3月

概要 高齢者に安心して保険にご加入・継続いただける環境作りの一環として、保険契約時から保険加入期間、請求・受取時にいたるまで、それぞれの場面に関する情報や留意点等を取りまとめています。



CASE 3 自主ガイドラインの策定・公表

「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」

公表年月 2014年10月

概要 高齢者向けの適切でわかりやすい対応をしていくための基本的考え方、留意点を整理した自主ガイドラインを策定しています。

CASE 4 提言書を公表

「高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書—『マイナンバー制度の民間利活用』への提言—」

公表年月 2017年4月

概要 2016年にスタートした新たな社会インフラであるマイナンバー制度の活用が、高齢者に対する利便性向上等の有効策のひとつになると考え、同制度の民間利活用を提言しています。

■ 生命保険各社の取組状況(ガイドライン項目別)

	ガイドライン項目	2012年度	2016年度
加入時	親族等の同席	38.5%(15/39)	100.0%(38/38)
	複数回の募集機会	23.1%(9/39)	100.0%(39/39)
契約継続時	文字は大きく、見やすく、簡潔な文書	42.9%(18/42)	92.5%(37/40)
	通知物不着時の正当な通信先の確認	64.3%(27/42)	97.5%(39/40)
手続発生時・手続時	保険契約者等との連絡先や生存の状況フォロー	53.7%(22/41)	97.5%(39/40)
	手続に必要な書類の簡素化等	38.1%(16/42)	97.5%(39/40)

※各年度の()内の分母は対象会社数、分子は「取り組んでいる」と回答のあった会社数 ※出所:2012年10月、2016年11月、生命保険協会アンケート結果

積極的な意見・要望の表明

生命保険事業の発展に向けた取組み

当協会は公的保障を補う私的保障の充実に貢献するとともに、生命保険事業のさらなる発展を図るため、さまざまな取組みに参画。積極的に意見を表明しています。

① 税制改正の要望

公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増すなか、持続可能な社会保障制度を確立するためには、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を支えることが重要です。そこで、当協会では2018年度税制改正において、生命保険料控除制度の拡充や、企業年金保険制度の充実などを要望しました。

② 国際的な保険監督基準・会計基準の策定に向けた意見

「保険監督者国際機構」(IAIS)が現在策定を進めている国際的な保険監督基準、また「国際会計基準審議会」(IASB)が2017年5月に公表した保険契約に関する国際会計基準等に、日本の生命保険事業の特性が適切に反映されるよう、意見を表明しました。

③ 国際保険協会連盟に参画

各国の保険協会による情報連携、意見発信の強化を目的として、2012年10月に発足した「国際保険協会連盟」(GFIA)に、当協会も設立時からメンバーとして加盟しています。IAISなどの国際機関に対する保険業界の意見発信力を高めるとともに、GFIAのさらなる発展に寄与してまいります。



GFIA総会(バラグアイ)

生命保険事業に対する理解の普及促進

学習指導要領改訂への意見表明

① 中学校学習指導要領案に対する意見

学校現場での保険教育機会拡充の必要性の観点から、2017年3月に「中学校学習指導要領案」に対して意見表明を行いました。同年3月31日には新しい「中学校学習指導要領」が、6月21日には新しい「中学校学習指導要領解説」が公表され、社会科において社会保障について学ぶ際に、「民間の保険」や「自助、共助、公助の組み合わせ」等についても併せて学ぶことになりました。

「中学校学習指導要領案」に対する 意見(2017年3月提出)の概要

社会保障改革は「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意」という基本的な考え方に基づき行われていることから、自助努力で将来に備えることの重要性及び保険の役割についても併せて学ぶことが必要。

新しい「中学校学習指導要領解説」の記載

(公民的分野「B 私たちと経済」「(2)国民の生活と政府の役割」関連)

少子高齢社会における社会保障の充実・安定化…の意義を理解することについては、…その際、貯蓄や民間の保険などにも触れ、社会保障の充実・安定化のためには、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意することが求められていることについても理解できるようにすることが大切である。

② 高等学校学習指導要領案に対する意見

2018年2月に公表された「高等学校学習指導要領案」に対しても、保険教育機会拡充の観点から、「公民科」「家庭科」それぞれについて、意見を表明。同年3月31日に新しい「高等学校学習指導要領」が公表されました。

「高等学校学習指導要領案」に対する意見の概要

1 「公民科」に対する意見の概要

中学校の新学習指導要領の解説に記載された「貯蓄や民間の保険などにも触れ、社会保障の充実・安定化のためには、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意することが求められていることについても理解できるようにすることが大切である」と同趣旨の内容を記載してほしい。

2 「家庭科」に対する意見の概要

「自助」や「不測の事態に備えた対応」の具体的な手段について、より明確なイメージが持てるよう、今後作成される学習指導要領の解説では、具体的な手段として「貯蓄や民間の保険など」がある点を明記してほしい。

先生方向けポータルサイトの運営

保険教育を行う先生方に、教材等をワンストップで提供するため、当協会ホームページにポータルサイトを開設・運営しています。同サイトには社会保障・保険教育の教材・教材活用マニュアル等を掲載。無償で自由にダウンロードして活用できます。



<http://www.seiho.or.jp/edu/>

「全世代対応型パッケージ」で、生命保険や生活設計の理解を促進

当協会では生命保険文化センターと連携しながら、すべての世代に切れ目なく対応する「全世代対応型パッケージ」を構築。生命保険や生活設計に関する理解の促進に向け取り組んでいます。

■「全世代対応型パッケージ」



※本取組みは、生命保険協会と生命保険文化センターとの連携事業です。

生命保険事業の
基盤整備に向けた取組み

大学生向け実学講座の実施

全国の大学で保険に関する講義を開講し、大学生の保険知識向上に貢献しています。

生命保険協会担当者の声



大分県協会事務局長
ふじもと まさみ
藤本 雅巳

大学生に生命保険事業の理解促進を図っています

少子高齢化が急速に進む中、社会保障制度を維持していくためには自助・共助・公助のバランスが必須となりますが、すでにさまざまな問題に直面している大人たちに比べ、若い世代には実感が薄いようです。大学生の間に社会保障とその補完商品である「生命保険」を正しく学び、自助努力の重要性を認識してもらうため、「生命保険実学講座」を大分大学で開講して4年になります。学生からは「高校、中学の早い時期から教えるべきだ」と嬉しい感想をもらっています。

健全な 制度運営のために

お客さまからの信頼維持・向上と、事業の健全な発達を目指し、
生命保険各社の適正な運営を支援しています。



Point

- ✓ 相互扶助の仕組みで生活を保障
- ✓ 消費者の相談・苦情に真摯に対応
- ✓ 教育制度を運営して人材を育成

暮らしと社会を支える生命保険

「相互扶助」の仕組みで さまざまな生活保障を提供

生命保険は大勢の人が公平に保険料を負担し合い、いざというときお互いに給付を受けられる「助け合い」「相互扶助」の仕組みにより、さまざまな保障を提供しています。生命保険各社は死亡・高度障害保険金をはじめ、入院・手術給付金や年金などのお支払いを通じ、皆さまの生活に貢献しています。

■ 保険金・給付金等の合計(2016年度実績)

年間約 **19.8兆円** (1日あたり約520億円)

医療保障としての
入院・手術給付金など

死亡・高度障害
保険金など

老後保障としての
年金など



保険料の運用を通じて社会・経済活動を支援

生命保険各社の総資産は約375兆円で、世帯数で単純に割ると一世帯あたり約667万円になります(2016年度実績)。各社は皆さまの保険料のご負担を軽減しつつ、確実に保険金等をお支払いするた

めに、お預かりした大切な保険料を安全性・有利性に加え、社会性・公共性にも配慮しながら運用しています。また、当協会では、国内株式市場全体の活性化に向けた取組みも実施しています。

■ 生命保険の仕組み(相互扶助の原理)

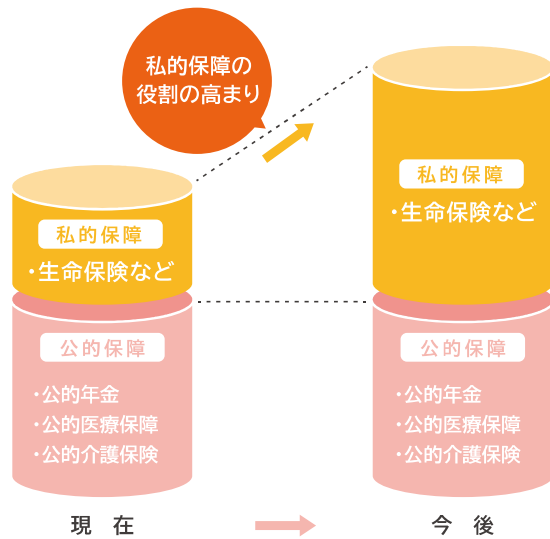


私的保障の役割の高まり

わが国では、急速に進行する少子高齢化を受け、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、さまざまな改革や議論が行われています。当協会は、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障(公的

年金など)と、自助努力による私的保障(個人保険、企業保険など)とが補完し合って国民の生活を支えていく体制を構築することが大切であると考えます。

■ 公私二本柱の生活保障



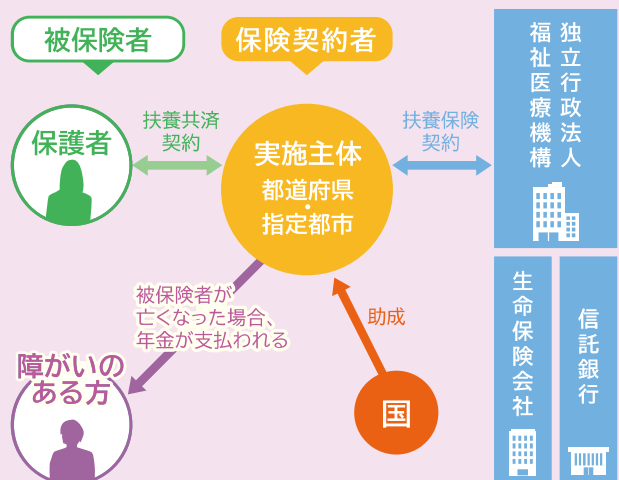
Keyword

「心身障害者扶養共済制度」

保護者に「万が一」のことがあったとき、障がいのある方に終身年金を支給します

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月掛金を納めることで、保護者に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方に終身年金を支給する制度です。この制度は地方公共団体が実施しており、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進、保護者が抱く将来の不安の軽減を図ることが目的です。生命保険会社10社が共同で保険契約を引き受けて運営に協力しており、2017年度末の加入者数は43,641名です。

心身障害者扶養共済制度の仕組み



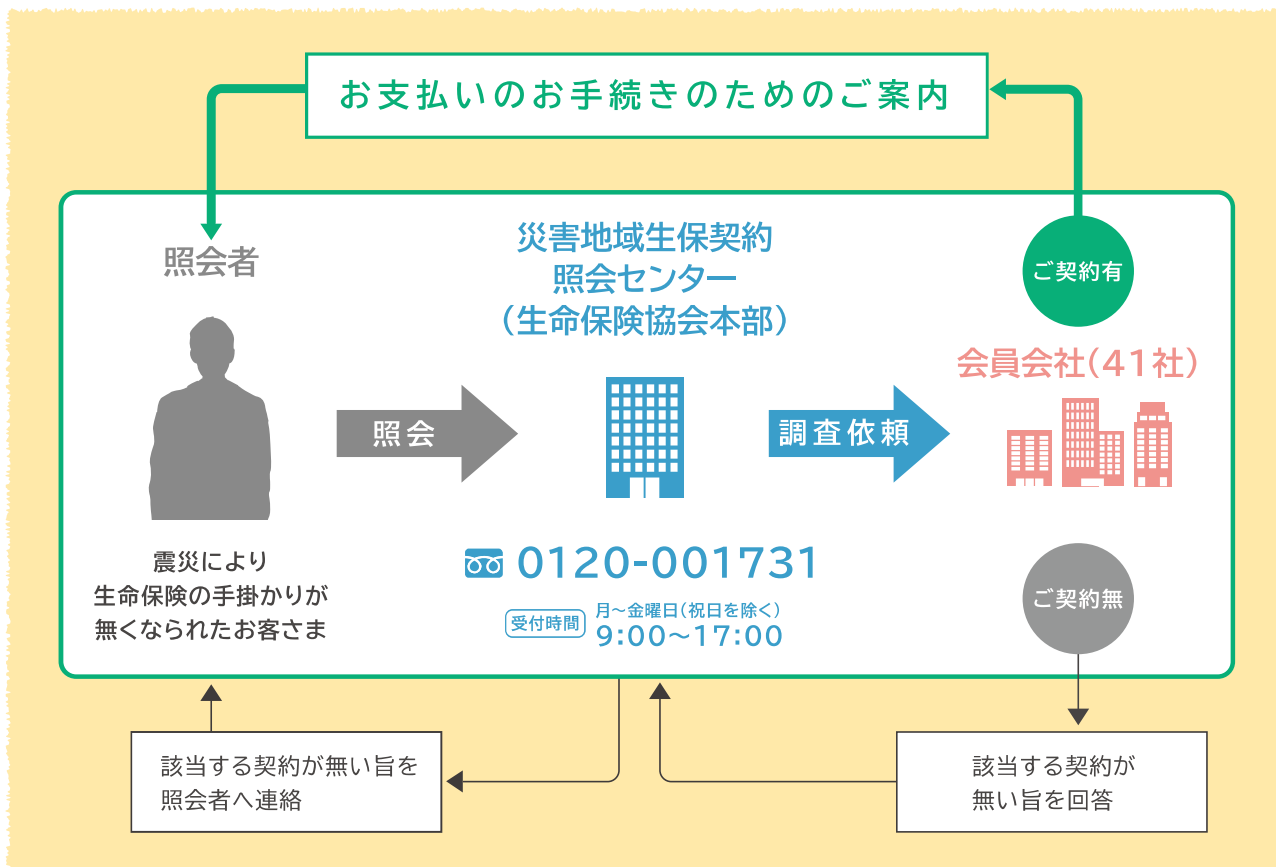
災害等の発生に備えた 態勢整備

当協会では、災害等の発生に備え、「大地震等対策要綱」「新型インフルエンザ等対策要綱」を策定するなど、保険金のお支払いなど重要な業務を継続し、社会的責任を果たせるよう、対策を講じています。また、生命保険各社においても、東日本大震災への取組みを踏まえた事業継続計画（BCP）や事務・サービスの見直しに加え、平常時のお客さま対応についても一層の充実に向けて取り組んでいます。

「災害地域生保契約照会制度」 を運営

当協会では、東日本大震災以降「災害地域生保契約照会制度」を運営しています。この制度は、災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまが加入していた生命保険会社がわからず、生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合などにおいて、生命保険契約の有無のご照会に応じています。

■ 災害地域生保契約照会制度の運営



苦情・紛争の解決支援

中立・公正な立場で 消費者の相談や苦情に対応

生命保険相談所(東京の生命保険相談室と各道府県50カ所の連絡所)では、専門知識を持った相談員が、中立・公正な立場で相談や苦情などをお受けしています。苦情の解決依頼の申出を受けた場合には、関係する生命保険会社に対して和解のあっせんなどを行い、早期解決を支援しています。



相談の様子

■ 生命保険相談所の受付件数

(単位:件)

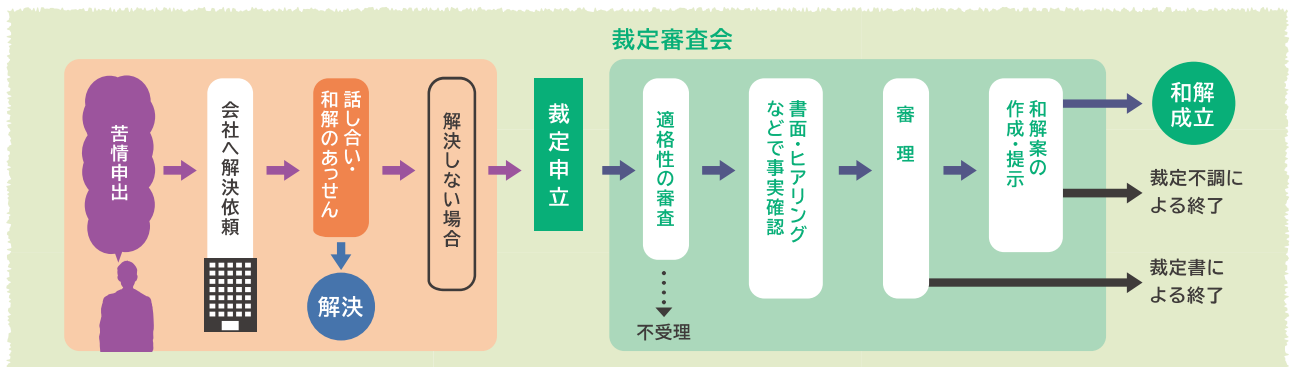
年 度	2016年度	2017年度
一般相談	4,667	3,596
苦 情	4,744	4,219
合 計	9,411	7,815

「裁定審査会」における紛争の適切な解決

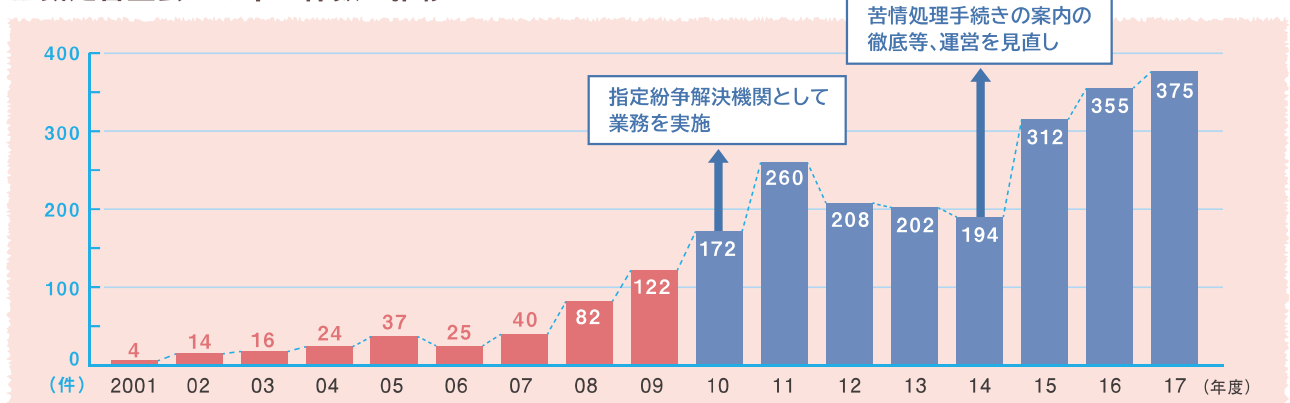
苦情申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、その申出の解決を図ることを目的に、生命保険相談所に「裁定審査会」を設けています。同会は現在、弁護士7名、消費生活相談員7

名、生命保険相談所の職員3名の計17名の委員で構成されています。原則として全件で事情聴取を行い、解決の糸口となる個別事情の把握に努め、積極的に和解提案をするなど、中立・公正な立場から紛争の適切な解決を図っています。

■ 裁定審査会ご利用手続きの流れ



■ 裁定審査会への申立件数の推移





Keyword

「指定紛争解決機関」

中立・公正な立場で、
裁判外の紛争解決を支援

「指定紛争解決機関」とは、中立・公正なADR機関(裁判外紛争解決機関)として、法令に基づき金融庁から指定を受けた機関をいいます。当協会は、2010年9月15日付で指定を取得しました。

「指定紛争解決機関」による手続きの主な特長

- ①生命保険会社は手続きへの参加・協力が義務付けられています。
- ②生命保険会社は裁定審査会の裁定結果を原則として受諾することが義務付けられています。
- ③裁定審査会への申立を行う場合、お客さまの請求権にかかる消滅時効の進行が中断します。
- ④裁定審査会の手続きは、無料でご利用いただけます。

外部有識者による
「裁定諮問委員会」の設置

生命保険相談所では、外部有識者の学者、弁護士、医師及び消費者団体の代表者からなる「裁定諮問委員会」を設けています。同委員会は、生命保険相談所長(生命保険協会長)からの諮問・相談に応じるとともに、相談所の業務や裁定審査会の運営が公正・円滑に行われるよう、必要に応じて勧告・提言を行っています。当協会では、同委員会が出された意見などを、当協会や生命保険各社の取組みに反映させる仕組みを構築しています。

相談や苦情対応についての
情報提供

当協会では相談・苦情の受付状況をまとめた「相談所リポート」や「裁定概要集」を発行しています。また、年に4回、項目別の苦情件数や代表的な苦情などをまとめた「ボイス・リポート」(全社版・各社版)を作成・提供することで、苦情の再発防止・未然防止を図っています。さらに、生命保険各社の苦情件数をホームページで公表し、中立性・公正性・透明性の確保に努めています。

お客さまの声を
今後の経営改善に活用

生命保険業界では、当協会や生命保険各社で受け付けたお客さまの声を経営改善に活かす取組みを進めています。なお、お客さまに苦情内容の傾向や苦情に対する各社の取組みをご理解いただくため、当協会や各社のホームページで苦情の件数や内訳、保険金等の支払件数・支払非該当件数などに関する情報を開示しています。

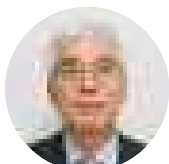
■ ホームページでご覧になれる苦情情報等

苦情件数	当協会受付分	◎
	各社受付分	◎
苦情の内訳	当協会受付分	◎
	各社受付分	◎
苦情の主な事例		○
苦情等の対応状況(改善状況)		○
保険金等の支払件数・支払非該当件数		○
保険金等支払漏れなど		○

◎:当協会HPで開示

○:各社HPで開示(当協会HPからリンク)

生命保険相談室相談員の声



生命保険相談室
みやかわ ひでお
宮川 英雄

お客さまの気持ちを理解し、わかりやすい説明を心掛けています

生命保険業務の経験を活かして、生命保険会社とのトラブル等について、電話や窓口への来所にてお客さまからの相談を受けており、中立・公正な立場でアドバイスを行っています。最近は高齢の方からの相談も多いため、お話をゆっくり丁寧にお聞きし、解決策等のアドバイスもより一層わかりやすく説明することを心掛けています。

コンプライアンスの向上と人材育成

営業職員や代理店のために 教育制度を運営

営業職員や代理店が生命保険の販売を行うためには、法令上、主務官庁に生命保険募集人の登録を行う必要があります。当協会では、登録のために必要とされる知識や資質・能力を確認するための「一般課程試験」を運営しています。

また、より高いレベルでお客様のニーズに対応できるように「専門課程試験」「応用課程試験」「生命保険大学課程試験」を、変額保険・変額年金保険の販売に必要とされる知識を修得するために「変額保険販売資格試験」を運営しています。当協会では、毎年テキストなどの見直しを行い、教育内容の充実を図っています。

生命保険募集人の 継続教育制度を実施

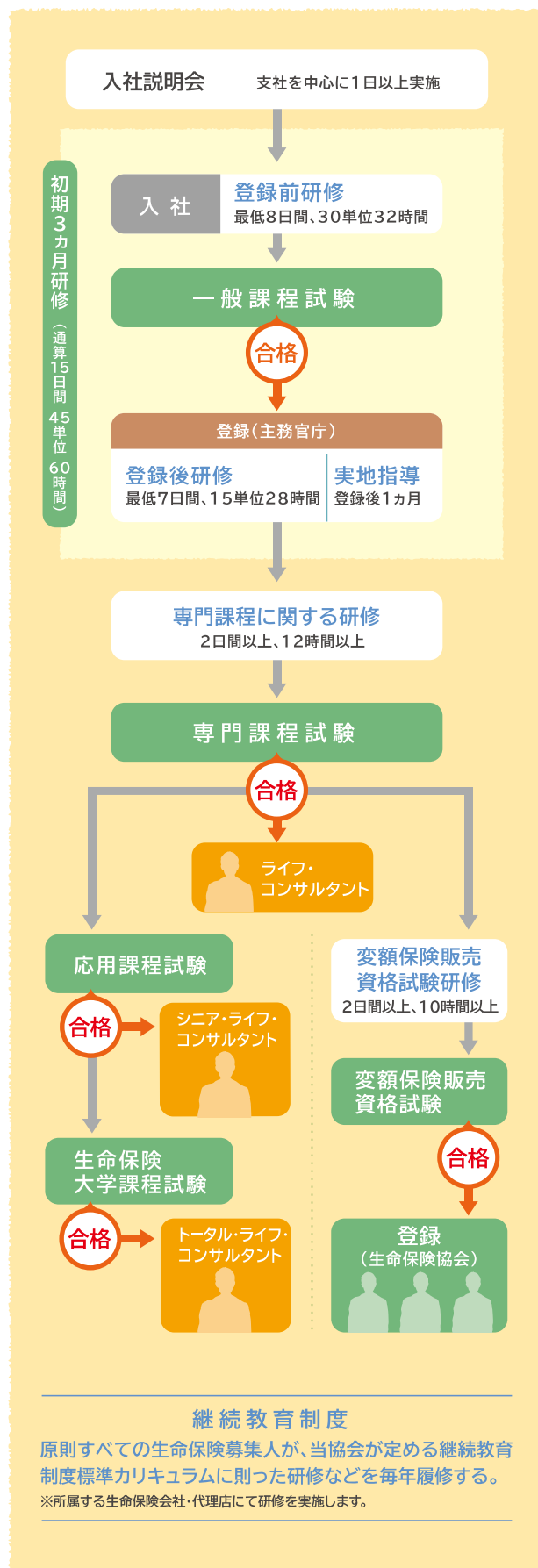
生命保険募集人がお客さま重視・法令等遵守の視点を持ち続けて募集活動を行うため、毎年、原則としてすべての生命保険募集人に対して継続的に教育する仕組み（継続教育制度）を構築しています。

また、標準カリキュラムのフォローアップを毎年行い、継続教育の充実を図っています。

継続教育制度標準カリキュラム

- ① コンプライアンス
- ② 法令上の禁止行為
- ③ 適正な保険募集のために必要な知識
- ④ 保険金等の支払い等アフターサービス
- ⑤ 高齢のお客さまへの対応
- ⑥ 保険代理店による保険募集に関するルール
- ⑦ 銀行等による保険募集に関するルール

業界共通教育制度の体系図



健全な制度運営のために

■ 各教育制度の目的、修得内容、合格者数(2017年度)

試験	目的	主な修得内容	合格者数
一般課程	営業職員や代理店に求められる生命保険の基礎知識を修得すること	<ul style="list-style-type: none"> 募集時などにおけるコンプライアンス 保全・アフターサービスの重要性 など 	137,396名
専門課程	一般課程で得た基礎知識をもとに、さらに高水準の保険販売に関する専門知識・周辺知識を修得すること	<ul style="list-style-type: none"> 隣接業界の知識 社会保障制度・企業保障制度 など 	76,755名
応用課程	応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な全般的知識を修得すること	<ul style="list-style-type: none"> 税の種類と計算 公的年金制度 など 	25,283名
生命保険大学課程	業界共通教育体系の最高位に位置する課程で、生命保険や関連知識を専門的なレベルで修得すること	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンシャル・プランニング 個人保険・企業保険商品研究 など 	39,819名
変額保険販売資格	変額商品の特徴や仕組みなどの知識を修得すること	<ul style="list-style-type: none"> 変額保険の種類と仕組み 募集上の禁止・留意事項 など 	48,342名

TLC資格の認定

当協会ではTLC(トータル・ライフ・コンサルタント)資格を認定しており、2017年度は新たに7,643名が認定されました。1993年度からの累計認定者数は188,036名になります。



Keyword

「TLC資格」

生命保険大学課程全科目に合格し、会社から推薦を得た者に「TLC(生命保険協会認定FP)」の称号が付与されます。同大学課程試験はファイナンシャル・プランニング・サービスの提供に必要とされる高度な専門知識を修得する課程で、難易度が高く、業界最高峰の資格となっています。

適切に業務を行うための取組みを促進

Case1

支払担当部門の人材育成

生命保険各社の支払担当者の業務能力の維持・向上を図るため、「生命保険支払専門士試験」を運営しています。2017年度の合格者は2,700名でした。

Case2

生命保険面接士制度の運営

ご契約の申込時には、告知や医師の診査などにより健康状態を確認します。その手段のひとつに、生命保険面接士と面接する方法があります。当協会では、この生命保険面接士の認定試験を運営しています。2017年度の合格者は1,462名でした。

Case3

研修会の実施

法令や自主ガイドラインを踏まえた適切な業務運営のために、生命保険各社の職員を対象に各種研修会を開催しています。また、業界のコンプライアンス向上への取組みの周知徹底を図っています。

生命保険協会担当者の声



業務教育部 業務教育グループ
木畑 茉莉那

生命保険募集人の知識修得をサポートしています

生命保険募集人の資質向上を目的とした、業界共通教育制度の運営を担当しています。生命保険募集人がお客さまのニーズにあった保険商品や、付加価値の高いサービスを提供できるよう、法令改正の動向や高齢者のお客さまへの対応などをテキストや試験問題に反映。業界全体のボトムアップに取り組んでいます。

健全性・公平性確保のための取組み

生命保険の悪用を防ぐための取組み

生命保険は、不当に利益を得るために悪用されることがあります(これを「モラルリスク」と呼んでいます)。モラルリスクを防止するため、当協会では、さまざまな制度を設けています。また、犯罪死の見逃し防止のための警察による生命保険加入状況調査に協力しています。さらに、社会問題となっている特殊詐欺に対しては、お客さまが被害にあわないよう注意を促すポスターを、警察庁や金融庁と協力して作成するとともに、全国の地方協会では注意喚起チラシの配布活動などを行っています。



特殊詐欺防止チラシ

■「モラルリスク」を防ぐための制度

契約内容登録制度

複数の生命保険会社にまたがり、短期間に集中して契約し不正に保険金等を受け取ることを防止するため、契約内容を当協会の「登録センター」に登録し、ご契約の引き受けや保険金等のお支払いの判断の参考にしています。

支払査定時照会制度

保険金等のご請求があった場合、生命保険会社同士が必要に応じ、保険契約の内容について情報交換を行い、保険金等のお支払いの際に判断の参考にしています。

生保警察連絡協議会の運営

生命保険を不正に利用する犯罪を防止するため、警察庁と連絡協議を開催しています。また、全国54の地方協会と都道府県警察本部との間で「生保警察連絡協議会」を設置し、暴力団情勢の現状と対策やモラルリスク防止策、特殊詐欺などについて、情報交換を積極的に行っています。

反社会的勢力への対応について

当協会は、「行動規範」などにおいて、反社会的勢力との関係遮断を宣言しています。また、反社会的勢力及びその関係者との保険契約の解消に向けて、保険約款への暴力団排除条項の導入の後押しや反社会的勢力に関する業界データベースの構築、他団体との意見交換などの対応を行っています。

マネー・ローンダリングに関する対策

マネー・ローンダリングとは、犯罪などで得た資金をあたかも正当な取引で得た資金に見せかけるために、その出所を偽装したり、隠したりすることです。当協会では、マネー・ローンダリングなどの対策について、生命保険各社の理解を深めることを目的としたハンドブックやQ&A、お客さまへ向けた店頭掲示用ポスターの作成などを行っています。また、各社のマネー・ローンダリング等対策の高度化を図るため、2017年12月に「マネー・ローンダリング等対策PT」を設置しました。

わかりやすい情報発信

ホームページで 生命保険の基礎知識を解説

当協会ホームページ内の「生命保険の基礎知識」では、生命保険について知っておくと便利な基礎知識を解説しています。また、「生命保険かんたんナビ」では、生命保険各社の生命保険商品に関する情報を手軽に入手できます。

生命保険協会ホームページ

www.seiho.or.jp

■ 生命保険の基礎知識



生命保険を
体系的に解説

■ 生命保険かんたんナビ



生命保険各社の
ホームページにリンク

経営内容の開示基準の 見直しとさらなる向上へ

生命保険各社のディスクロージャー（経営内容の開示）は、法令によって開示項目が定められています。当協会では、お客さまや投資家の利便性の観点から、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた業界統一のディスクロージャー開示基準を定めており、毎年見直しを行うことにより、情報開示のさらなる向上に努めています。

「生命保険事業概況」 などの統計資料の公表

生命保険各社の主要業績を、毎月、四半期、上半期及び年度ごとにまとめた業界全体の事業概況を、当協会のホームページで公表しています。また、主な業績の動向を簡潔にまとめた「生命保険の動向」や、業績などの詳細な統計資料として「生命保険事業概況」を作成し、提供しています。

財務諸表などを説明した 「虎の巻」の配布

生命保険各社の財務諸表などをわかりやすく説明した「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」を配布し、当協会のホームページにおいても掲載しています。

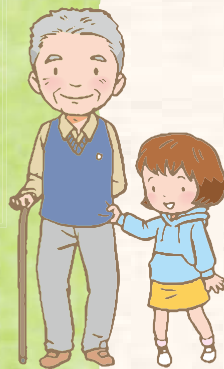


生命保険各社の ディスクロージャー誌を提供

生命保険各社のディスクロージャー誌を、当協会の本部及び地方協会に備え付けるとともに、当協会のホームページにおいても各社の決算発表資料、上半期情報及び四半期情報を掲載しています。

社会に 貢献するために

健康や介護、女性活躍などをテーマとした助成活動や、
住み良い社会環境づくりに取り組んでいます。



Point

- ✓ さまざまなテーマの助成活動を実施
- ✓ 地方協会が社会環境づくりに貢献
- ✓ 数値目標を設定して環境問題に取り組む

「社会貢献活動3カ年計画」(2017~19年度)に基づく取組み

子育てと仕事の両立支援に 対する助成活動

待機児童問題が女性の活躍・社会進出の妨げとなっており、官民が一体となって、保育の充実や働きながら安心して子育てできる環境を整備していくことが求められています。

当協会では、2014年度より保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する助成活動を展開し、子育てと仕事を両立できる環境の整備に貢献しています。

活動概要



助成対象

- 1 休日・夜間保育事業、延長保育事業等に
必要な設備の整備、備品の購入等にかかる費用
- 2 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に
必要な設備の整備、備品の購入等にかかる費用



2017年度実績

応募総数 411施設 助成金総額 1,400万円
助成決定数 81施設



助成決定書の授与(栃木県協会)



助成決定書の授与(群馬県協会)

助成先の声

絵本が大好きで、思いやりのある子どもを育てたい



新しい絵本を持って
記念撮影する子どもたち

陽西保育園では、文章の理解、知識の獲得や新しい世界との接触、情緒豊かな人間性の育成のため「読み」を重視しており、園内のさまざまな場所に絵本を置いています。卒園する頃には1,000冊以上、多い子で2,500冊もの絵本を読んでいるため、ページが飛んでいたり、表紙が取れているなど傷んでいる絵本が多く、子どもたちの読む意欲への影響が心配でした。今回いただいた助成金で購入した新しい絵本に、子どもたちはとても喜んでいました。子どもたちの知的好奇心や読書意欲を刺激し、絵本が大好きで思いやりのある子どもをさらに増やしていきたいです。

介護福祉士養成給付型奨学金制度

超高齢社会における介護の担い手として、介護福祉士には大きな期待がされています。当協会では、1989年の介護福祉士養成施設の開校と同時に「介護福祉士養成給付型奨学金制度」を実施しており、2017年度までに全国で4,799名の学生に奨学金を支給しています。卒業後は多くの方が特別養護老人ホームや介護老人保健施設等、介護福祉の第一線で活躍しています。



助成決定書の授与(三重県協会)



奨学生記念撮影(山梨県協会)

制度概要

奨学金の額

- ▶月額2万円(年間24万円)を支給
- ▶原則返還義務なし

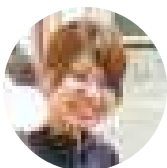
支給期間

- ▶1年間

2017年度奨学生数

- ▶169名(累計4,799名)

奨学生の声



華頂社会福祉専門学校
介護福祉科卒業
あさみ あいり
浅見 亜衣理さん

命を輝かせることができる介護福祉士を目指して

私が実習で行った施設は、重症心身障がい者入所施設です。当初は戸惑うこともありましたが、終盤には利用者が私のもとに来てくれることが増え、笑顔が多く見られるようになりました。福祉の仕事をしている父にそのことを話すと、「利用者の笑顔や喜びは、命が輝いている証拠。福祉の仕事は、人の命を輝かせる“磨き屋”なんや」と答えてくれました。利用者の笑顔に私も笑顔になったことから、人の命が輝くことは、自分の命が輝くことにもつながると思います。就職後は相手に寄り添い、命を輝かせることができる介護福祉士を目指していきたいです。

2017年度の新しい取組み

保育士養成給付型奨学金制度

待機児童解消に向け、保育の受け皿拡大・整備が進められているなか、保育人材の確保についても重点課題となっています。当協会では2017年度より「保育士養成給付型奨学金制度」を実施しており、保育士を目指し高い志を持って勉学に励む学生67名に対し、奨学金を支給しました。



助成決定書の授与(滋賀県協会)



奨学生記念撮影(宮城県協会)

制度概要

奨学金の額

- ▶月額2万円(年間24万円)を支給
- ▶原則返還義務なし

支給期間

- ▶1年間

2017年度奨学生数

- ▶67名



龍谷大学短期大学部
たばた なみ
田端 菜美さん

みんなが笑顔になれる保育士を目指して

私は幼稚園生の頃から担任の先生に憧れ、将来は保育者になりたいと思っていました。大学入学後は、保育や人としてのあり方などについて学ぶ中、現場での実習に最も力を注ぎました。認定こども園では、子どもが興味を持つことを保育に取り入れる大切さを学びました。児童養護施設では、保育職員以外にも、学校との連絡や施設の点検、調理など、見えないところで子どもたちの生活を支える職員がいることを改めて知りました。最近では、子どもたちの遊びが広がるような玩具作りをして、保育士になる準備をしています。保護者や子どもたち、先生方がホッとして、笑顔になれる、元気いっぱい保育士を目指しています。

元気シニア応援団体に対する助成活動

高齢期においても、健やかで心豊かに生活できる、活力ある社会を実現して、長寿を全うできるよう、生涯にわたる健康づくりの重要性が増えています。当協会では、2014年度より高齢者の健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動を行っている民間非営利の団体・グループ等に対して活動資金を助成しています。



助成決定書の授与(沖縄県協会)



助成決定書の授与(熊本県協会)

活動概要



助成対象

日本国内において、高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動を行っている民間非営利の団体・ボランティアグループ・NPO法人等



2017年度実績

応募総数 230団体

助成金総額 500万円

助成決定数 58団体



「シニアスポーツ広場」の様子

スポーツを通じて、高齢者の自立を支援

私たちNPO法人斐川体育協会 ひかわスポーツ夢クラブは、「誰もが」「いきいき」「町づくり」をキーワードに、子どもから高齢者まで参加できるスポーツを通じ、健康で活力ある町づくりに寄与することを目的として活動を行っています。

今回いただいた助成金は、50歳以上の方を対象にスポンジテニスやラージボール卓球・バドミントンなどを行う「シニアスポーツ広場」の活動費に充てる予定です。定年を迎えた方や独居高齢者にも参加を積極的に呼びかけ、いきいきと自立した生活を送れるよう、スポーツを通じて高齢者の基礎体力向上・体力低下防止や人的・地域間交流を図っていきます。

助成先の声

地方CR活動

各都道府県には、各地域における生命保険事業の健全な発展を目的に活動する、生命保険各社の支社などで構成された54の地方協会があります。各地方協会では、各社の職員が協力しあって、それぞれの地域の特色を活かした地方CR(Community Relations:地域社会との良好な関係づくり)活動を自主的に計画・実施して、住み良い社会環境づくりに貢献しています。



主な活動紹介

1 福祉巡回車の寄贈

市町村社会福祉協議会等に、在宅介護サービス等に活用する福祉巡回車を寄贈しています。



千葉県協会



大分県協会



奈良県協会



岐阜県協会



石川県協会



大阪府協会

2 献血活動

血液不足を解消するため、協会加盟各社の職員が主体となって献血活動を実施しています。



高知県協会



岡山県協会



鳥取県協会

■ 地方協会CR活動の実施状況

単位：実施地方協会数

	福祉巡回車寄贈 ※()内は台数	福祉関係物品等 の寄贈	障がい者支援の 取組み	献血活動	各種ボランティア 活動	募 金
2015年度	46(86)	36	51	40	25	54
2016年度	46(86)	31	53	40	23	54
2017年度	45(89)	32	53	40	23	54

※その他、各種社会貢献活動の助成対象者に対する授与式・交流会や、会員会社等への情報提供、地域住民等を対象とした福祉関連勉強会等を実施。

3 障がい者支援の取組み

障がいをもった方々への支援に関する取組みを、全国的に実施しています。



愛媛県協会



苫小牧協会



島根県協会

4 その他の活動

協会加盟各社の職員等を対象にした、募金による各種福祉施設等への福祉器具や、日常生活用品の寄贈など、さまざまなボランティア活動を展開しています。

絵本を寄贈



岩手県協会

沙織さんを救う会への寄付



茨城県協会

医療器具を寄贈



静岡県協会

清掃活動



鹿児島県協会

タオルを寄贈



和歌山県協会

読み聞かせによる “家族のきずな”推進活動

当協会では、2008年度から家族のきずなを深めるきっかけを作るために、「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」に取り組んでいます。

2008年度から2010年度の3年間は「家族のきずな」をテーマに、オリジナル絵本作品のコンテストを開催しました。また、2011年度からは、読み手を育成する講習会を開催するとともに、読み聞かせ会の開催を呼びかけ、家族で過ごす時間と場そのものを提供する一助としています。



読み聞かせ会の様子

・絵本の読み聞かせを実演してもらうとともに、絵本の読み方やページのめくり方、プログラムの組み方など、さまざまなことを教えてくれました。『読みきかせハンドブック』など、多くの資料をいただいたことにも感謝しています。とても有意義な講習会でした。

・絵本作家の先生に、作品に対する思いを語ってもらったことがよかったです。1つひとつの作品に強い思い入れがあることを実感したことで、絵本に対してやさしい気持ちが湧いてきました。これからは、作者の思いを感じながら、子どもたちと絵本を通じて接していきたいと思います。

講習会参加者の声

活動実績

2017年度読み聞かせ講習会開催数

全国各地 全20カ所

2017年度参加者数

2,475名(2011年度からの累計17,779名)



読み聞かせに関する講習会(おはなし会実演の様子)

生命保険協会留学生給付型奨学金(セイホスカラーシップ)

わが国の国際化がますます進展するなかで、国際貢献・交流の重要性を認識し、次の時代を担う東南アジア・東アジアから日本へ来る私費留学生に対して、日本における勉学の支援を目的に、返還義務のない給付型奨学金(セイホスカラーシップ)の支給を行っています。

2017年度は新たに8名の学生を奨学生として迎え、「外国人私費留学生奨学金制度」として発足した1990年度からの累計は371名となりました。



採用奨学生報告会記念撮影

制度概要

奨学金の額

- ▶ 月額10万円(年間120万円)を支給
- ▶ 原則返還義務なし

支給期間

- ▶ 2年間

2017年度奨学生数

- ▶ 8名(累計371名)

環境問題への取組み

数値目標を設定し、 環境問題への取組みを推進

生命保険業界では、「生命保険業界の環境問題における行動指針」「生命保険業界の低炭素社会実行計画」の策定、数値目標の設定及び生命保険各社の取組状況の共有化を通じ、環境問題に取り組んでいます。特に、「低炭素社会実行計画」に基づき2020年度までの目標及び2020年度から2030年度までの目標を設定し、積極的な取組みを推進しています。また各社における取組みをより一層推進させるため、毎年実績のフォローアップを行っています。



2020年度までの目標

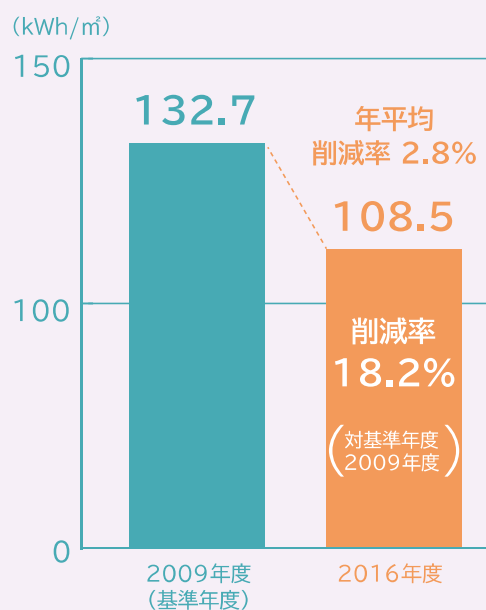
2020年度の会社全体における床面積あたりの電力消費量を2009年度比で年平均1%削減することを目指す。



2030年度までの目標

2020年度から2030年度までの間、会社全体における床面積あたりの平均電力消費量が、2020年度までの目標をさらに下回る水準になることを目指す。

■ 床面積あたりの電力消費量



■ 各社の取組事例

事業を通じた取組み

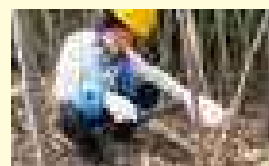
- 環境配慮型投資用ビルへの改修
- 環境問題に取り組む企業・個人への優遇金利制度の導入
- 環境配慮型債券への投資
- 保険加入書類・保険約款のペーパーレス化

オフィス環境整備

- 省エネ機器の導入など、節電への取組みの促進
- エネルギー利用効率の向上に向けた取組み

その他の取組み

- 子ども向け環境教室の実施
- 顧客への情報提供

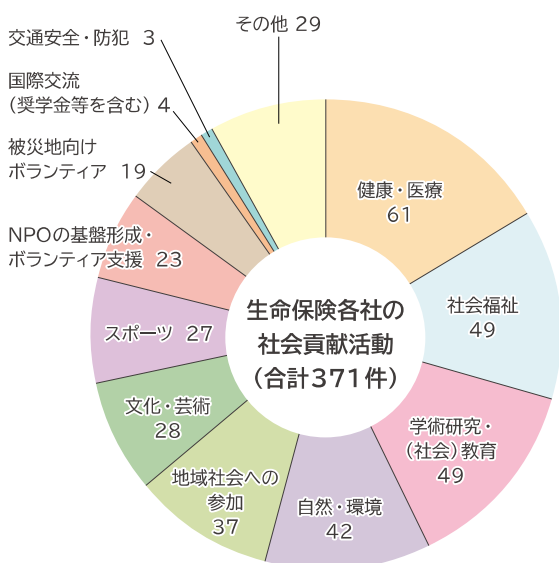


里山保全活動

生命保険各社の社会貢献活動

多岐にわたる分野で 社会貢献活動を実施

生命保険各社は児童養護施設への支援、清掃活動、先進医療の研究支援など、さまざまな社会貢献活動を行っています。これからも各社が多岐にわたる活動を行って、社会貢献に努めていきます。



※複数分野にまたがる活動については、重複して計上されているものがあります。
※独自の財団や各種事業団(福祉事業団、厚生事業団など)、基金の設立などによるものを含むほか、一部にグループ企業全体としての取組みも計上されています。

主な社会貢献活動

- 聴導犬普及・啓蒙活動の支援
- 糖尿病の予防、治療、療養の啓発運動の支援
- 中高生向けにライフデザインに関する出前授業の実施
- 環境絵画コンクールへの協賛
- 地域で行われるボランティア活動などへの参加・支援
- 子どもを対象としたスポーツ教室の開催
- ペットボトルキャップ・書き損じはがき等の収集
- 被災地の物産品の販売協力、販売会の開催

生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会(JAIFA)の取組み

公益社団法人 生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会(JAIFA)は、生命保険募集人が会社という枠組みを越えて集まり、相互に研鑽し合うために生まれた団体です(2017年度の会員数は、38,476名)。JAIFAでは、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。



神戸年次大会に出演した「神戸の森プロジェクト」を通じて、東日本大震災への支援を実施

- 愛のドリーム募金(会員が1日10円ずつ募金をし、その基金(累積総額4億9,997万円)をもとに福祉巡回車をこれまでに430台寄贈。他にも車イス、家電製品などを寄贈)
- 東日本大震災に対する義援金・救援物資活動
- ハートフルファンデーション(基金)事業
- エコ&社会貢献をつなぐ活動支援
- スペシャルオリンピックス日本への支援
- 特別養護老人ホームへの訪問(慰問・清掃活動など)
- タオル10,000枚運動(高齢者施設への寄贈)
- 使用済み眼鏡、切手・プリペイドカードの回収、盲導犬協会への支援、清掃奉仕活動など

生命保険文化センターとの連携活動

生命保険文化センターの取組みと、生命保険協会が同センターと連携して行っている取組みをご紹介します。

「講師派遣」関連活動

全国各地の消費者行政機関や企業・官公庁などの要請に応じて、生命保険の上手な活用方法や生活設計、年金・医療などをテーマとした学習会、研修会などに、無料で講師を派遣しています。また、学生・生徒の皆さんに、生活設計・生活保障に関する基礎知識を学んでもらうために、授業時間の一部を利用して講義を行っています。

生命保険文化センターの委託を受けて、各地方協会では、講師派遣案内活動と合わせて、一部、地方協会事務局長が講師業務を実施しています。

消費者向け「生命保険学習会」



2017年度講師派遣実績

- 「生命保険実学講座」(学生・生徒向け)

541回開催・31,990名受講

(実施回数・受講者数ともに過去最高)

- 「生命保険学習会」(消費者向け)

192回開催・6,772名受講

「中学生作文コンクール」関連活動

中学生に生命保険の役割や意義を考える機会を提供するとともに、作文を通じて情操教育の推進に寄与することを目的に、1963年から「わたしたちのくらしと生命保険」をテーマとした作文コンクールを毎年実施しています。

生命保険文化センターの委託を受けて、各地方協会では、中学校に対するコンクールの周知活動や、地元新聞社に対する表彰者の新聞記事掲載に向けた取組み等、さまざまな案内活動を行っています。



第55回文部科学大臣賞を受賞した、秋田県横手市立平鹿中学校の藤田真理子さん



中学生向け副読本 マンガ「生命保険って何だろう？」

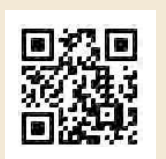
2017年度(第55回)応募実績

全国1,150校から34,394編

(応募校数・応募作品数ともに過去最高)

公益財団法人 生命保険文化センター

公正・中立な立場で生活設計や生命保険に関する情報提供等を行うことを目的に、1976年に設立。「消費者啓発・情報提供活動」「学術振興事業」「調査活動」の3つの事業を柱に、学校への講師派遣、消費者向け学習会の実施、学校教育用副教材や消費者向け小冊子の作成、生活保障に関する意識や生命保険の加入実態等を探る調査活動などを行っています。



生命保険文化センターの諸活動は、ホームページをご参照ください。

生命保険協会の概要

目的と事業

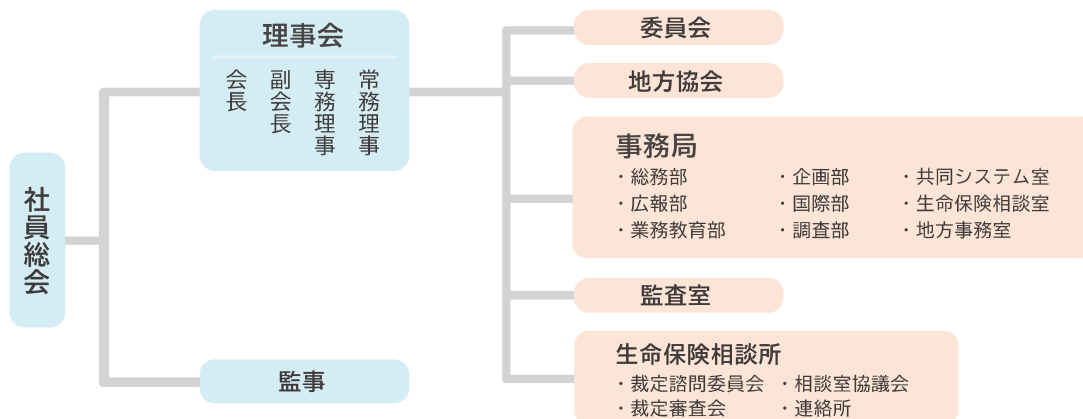
わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

- ① 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業
- ② 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業
- ③ 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業
- ④ 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業
- ⑤ 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業
- ⑥ 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業
- ⑦ 社会的責任を遂行するための事業
- ⑧ その他本協会の目的を達成するため必要と認めた事業

沿革

- 1898年 生命保険会社談話会を設立
- 1905年 談話会を生命保険会社協会に発展的に改組
- 1908年 生命保険会社協会、社団法人として認可を得て発足
- 1942年 生命保険統制会を設立し、生命保険会社協会を生命保険集会所と改称、業務の大部分を生命保険統制会に移管
- 1945年 生命保険統制会を解散、生命保険中央会を設立して管掌事務を移管。生命保険集会所の名称を生命保険協会と改めて再発足し、生命保険中央会からの事務を承継
- 2008年 生命保険協会創立100周年(12月)
- 2014年 一般社団法人へ移行(4月)

組織図



加盟会社一覧 (2018年6月現在)

- アクサ生命保険株式会社
- アクサダイレクト生命保険株式会社
- 朝日生命保険相互会社
- アフラック生命保険株式会社
- アリアンツ生命保険株式会社
- SBI生命保険株式会社
- エヌエヌ生命保険株式会社
- FWD富士生命保険株式会社
- オリックス生命保険株式会社
- カーディフ生命保険株式会社
- 株式会社かんぼ生命保険
- クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- ジブラルタ生命保険株式会社
- 住友生命保険相互会社
- ソニー生命保険株式会社
- ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
- 第一生命保険株式会社
- 第一フロンティア生命保険株式会社
- 大同生命保険株式会社
- 太陽生命保険株式会社
- チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- 日本生命保険相互会社
- ネオファースト生命保険株式会社
- 富国生命保険相互会社
- フコクしんらい生命保険株式会社
- プルデンシャル生命保険株式会社
- プルデンシャル ジブラルタ
ファイナンシャル生命保険株式会社
- マスミューチュアル生命保険株式会社
- マニユライフ生命保険株式会社
- 三井生命保険株式会社
- 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- みどり生命保険株式会社
- 明治安田生命保険相互会社
- メットライフ生命保険株式会社
- メディケア生命保険株式会社
- ライフネット生命保険株式会社
- 楽天生命保険株式会社

(五十音順)

生命保険相談所一覽

【ご相談受付時間】9:00~17:00(土・日曜、祝日を除く)
(2018年6月現在)

生命保険相談室:東京 Tel.03(3286)2648 〒100-0005 千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル3階 生命保険協会内

【連絡所】・・・ご訪問してご相談される場合は、事前にお電話ください。

札幌・苫小牧 Tel.011(222)1388
〒060-0005 札幌市中央区北5条西5丁目2-12 住友生命札幌ビル8階

函館 Tel.0138(54)0292
〒040-0001 函館市五稜郭町1-14 五稜郭114ビル8階

旭川・北見 Tel.0166(25)5166
〒070-0031 旭川市1条通9-50-3 旭川緑橋通第一生命ビル5階

釧路・帯広 Tel.0154(22)6027
〒085-0014 釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル6階

青森県 Tel.017(776)1348
〒030-0862 青森市古川2-20-6 AQUA古川2丁目ビル4階

岩手県 Tel.019(653)1726
〒020-0021 盛岡市中央通2-1-21 東日本不動産盛岡ファーストビル6階

宮城県 Tel.022(224)3221
〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命仙台台西ビル3階

秋田県 Tel.018(865)0016
〒010-0951 秋田市山王3-1-12 太陽生命秋田ビル6階

山形県 Tel.023(631)1694
〒990-0031 山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル7階

福島県 Tel.024(922)2863
〒963-8002 郡山市駅前2-10-15 三共郡山ビル北館8階

茨城県 Tel.029(227)3932
〒310-0062 水戸市大町1-2-6 三井生命水戸ビル4階

栃木県 Tel.028(636)2437
〒320-0026 宇都宮市馬場通3-2-1 宇都宮朝日生命館5階

群馬県 Tel.027(223)2802
〒371-0023 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階

埼玉県 Tel.048(644)5001
〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル8階

千葉県 Tel.043(225)6467
〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11 日本生命千葉富士見ビル6階

神奈川県 Tel.045(641)6998
〒231-0012 横浜市中区相生町6-113 オーク桜木町ビル10階

新潟県 Tel.025(245)8981
〒950-0088 新潟市中央区万代4-1-11 太陽生命新潟ビル7階

山梨県 Tel.055(228)7565
〒400-0031 甲府市丸の内2-30-3 甲府丸の内ビル5階

長野県 Tel.0263(35)8132
〒390-0874 松本市大手3-4-5 明治安田生命松本大手ビル7階

富山県 Tel.076(433)7352
〒930-0005 富山市新桜町4-28 朝日生命富山ビル4階

石川県 Tel.076(231)1945
〒920-0919 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル2階

福井県 Tel.0776(25)0107
〒910-0005 福井市大手3-2-1 福井ビル3階

岐阜県 Tel.058(263)7547
〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階

静岡県 Tel.054(253)5712
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル7階

愛知県 Tel.052(971)5233
〒460-0004 名古屋市中区新栄町1-1 明治安田生命名古屋ビル6階

三重県 Tel.059(225)7439
〒514-0009 津市羽所町375 百五・明治安田ビル8階

滋賀県 Tel.077(525)6677
〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル8階

京都府 Tel.075(255)0891
〒600-8492 京都市下京区四條通新町東入ル月鉾町62 住友生命京都ビル6階

大阪府 Tel.06(4708)5132
〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-3-10 日生伏見町ビル新館2階

兵庫県 Tel.078(332)6269
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル7階

奈良県 Tel.0742(26)1851
〒630-8241 奈良市高天町10-1 T.T.ビル2階

和歌山県 Tel.073(432)1936
〒640-8157 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル8階

鳥取県 Tel.0857(24)3523
〒680-0822 鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル5階

島根県 Tel.0852(24)7229
〒690-0007 松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル6階

岡山県 Tel.086(225)6681
〒700-0023 岡山市北区駅前町1-9-15 明治安田生命岡山ビル6階

広島県 Tel.082(223)4331
〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス2階

山口県 Tel.083(223)1476
〒750-0012 下関市観音崎町11-6 朝日生命下関ビル1階

徳島県 Tel.088(654)4009
〒770-0841 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル10階

香川県 Tel.087(821)2659
〒760-0017 高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル4階

愛媛県 Tel.089(946)3583
〒790-0005 松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル6階

高知県 Tel.088(873)3304
〒780-0870 高知市本町2-2-34 明治安田生命高知ビル8階

福岡 Tel.092(715)1875
〒810-0001 福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル12階

北九州 Tel.093(531)8760
〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-1-2 小倉第一生命ビル2階

佐賀県 Tel.0952(24)2082
〒840-0801 佐賀市駅前中央1-9-45 三井生命佐賀駅前ビル8階

長崎県 Tel.095(827)4459
〒850-0032 長崎市興善町2-21 明治安田生命長崎興善町ビル9階

熊本県 Tel.096(324)1871
〒860-0803 熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビル9階

大分県 Tel.097(534)2130
〒870-0035 大分市中央町1-1-5 第一生命大分ビル3階

宮崎県 Tel.0985(28)7335
〒880-0806 宮崎市広島1-18-13 第一生命ビル6階

鹿児島県 Tel.099(223)6027
〒892-0844 鹿児島市山之口町12-14 太陽生命鹿児島ビル4階

沖縄県 Tel.098(862)1771
〒900-0015 那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル4階



問い合わせ先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

一般社団法人 生命保険協会

TEL：03-3286-2645 FAX：03-3286-2730

URL：http://www.seiho.or.jp/

生命保険協会

検索 

この印刷物は、「FSC[®]認証紙」「Non VOC-インキ」、そしてVOC(揮発性有機化合物)を大幅に削減できる「水なし印刷」を用いることで、環境負荷の低減に努めています。

